

新に茶店を構へ、甲斐々々しき遊女八人を撰て、赤手拭を頂せ、朱芾あまのたれをさせ、茶店に並べおき、御供奉御同勢の御方へ御茶を上候處、折節台駕暫く茶店の邊に止りし時、御駕の内より御上覽被遊あ、の茶店に若き男の袴を着て蹲踞居は何者ぞ、又若き女の一様に出立て並居るは何事ぞと御尋に付、御側供奉の御方、其由御尋の時、甚内申上候は、私儀大橋の内柳町に罷在候、甚内と申遊女の長にて候、上様には去頃奥州へ御發駕、萬民の爲ケ様に御賢慮を被爲盡候、御事難有次第に候、御城下に住居仕、常に御恩澤を奉蒙、安樂に渡世仕候へば、御冥加の爲且は御出陣必定の御勝利なれば、乍恐御首途を奉祝、此處へ罷出、御供奉の御方へ御茶を差上候と申上る、此由被達上聞候處、奇特に被爲思召候、由難有上意を奉蒙候、上様此時御祝詞の御上意あり、略之、彼甚内が事かと御誼ありしも、此時より知ろし召れしものか、

元和三年三月、甚右衛門を御評定へ被召出、御願申上候、傾城町の事御免許被遊、ふきや町の下にて、二町四方の場所を下し給はる、同時に甚右衛門義、傾城町總名主に被仰付候、此節五ヶ條の御書出し御條目被下置候、略之、同年夏中より右場所地形普請に取懸り、同四年十一月より一同に商賣し候也、葭茅生茂りたるを刈捨、地形築立、町作りたる故、葭原といひしを、祝ふて吉の字に書替たり、

〔東海道名所記〕「いづくぞと人にとへば、三谷といふ所なり、そのかみ、吉原といへる傾城町を、明曆三年の五月にこゝにうつし給へりといふ、

〔北里十二時〕かりにもおにのとは、在五の物語に流るしつれたり、あたちの原のくる塚にとは、兼盛の朝臣ぞよみたなる、大江戸の北にあたりて、然るもの、すだくところあり、よしはらのさととはよぶめり、げにつながぬ舟のよるべさためず、あくがれまどふたはれをの、枕ひきゆわたり、なりとかい、いでやか、るたのしき所にあそびては、わかさどちのはなごゝろには、家路に歸ら